

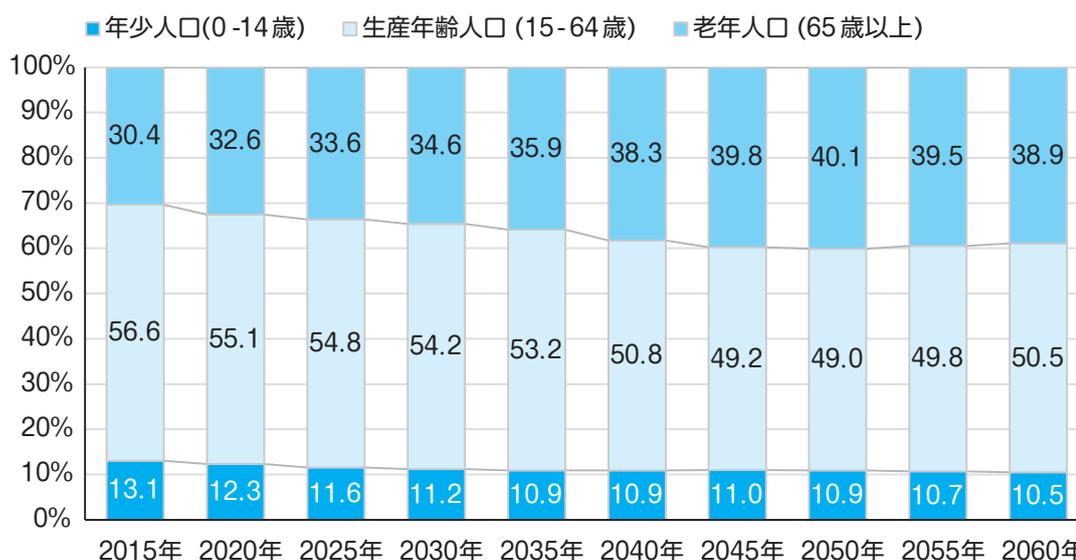


資料編

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(1) 年齢3区分の人口と構成比の推移

本市の総人口を年齢3区分別にみると、2015年時点で年少人口（0-14歳）は6,622人、生産年齢人口（15-64歳）は28,702人、老年人口（65歳以上）は15,401人です。年齢区分別の構成比は2015年時点で生産年齢人口は56.6%ですが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によれば、2050年にかけて減少が続きます。一方、老年人口割合は2050年には2015年よりも10%程度増えることが予想されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(単位：人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	50,725	48,862	46,789	44,571	42,294	39,981	37,723	35,490	33,208	30,881
年少人口 (0-14歳)	6,622	6,034	5,421	4,983	4,614	4,367	4,141	3,866	3,559	3,253
生産年齢人口 (15-64歳)	28,702	26,919	25,637	24,154	22,501	20,300	18,573	17,401	16,540	15,605
老年人口 (65歳以上)	15,401	15,909	15,732	15,433	15,179	15,315	15,008	14,223	13,109	12,023

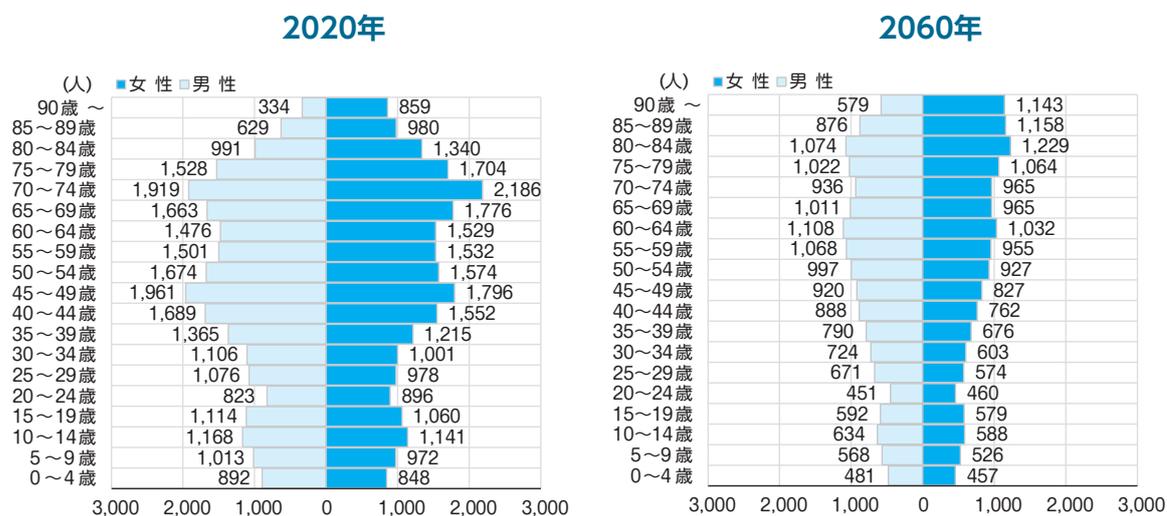
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※人口推計は年齢5歳階級別に行い、算出された数値について、小数点以下を四捨五入していることから、年齢3区分の人口合計が総人口に合致しない場合があります。(構成比についても、年齢3区分ごとに算出された割合(%)について小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(2) 人口ピラミッド

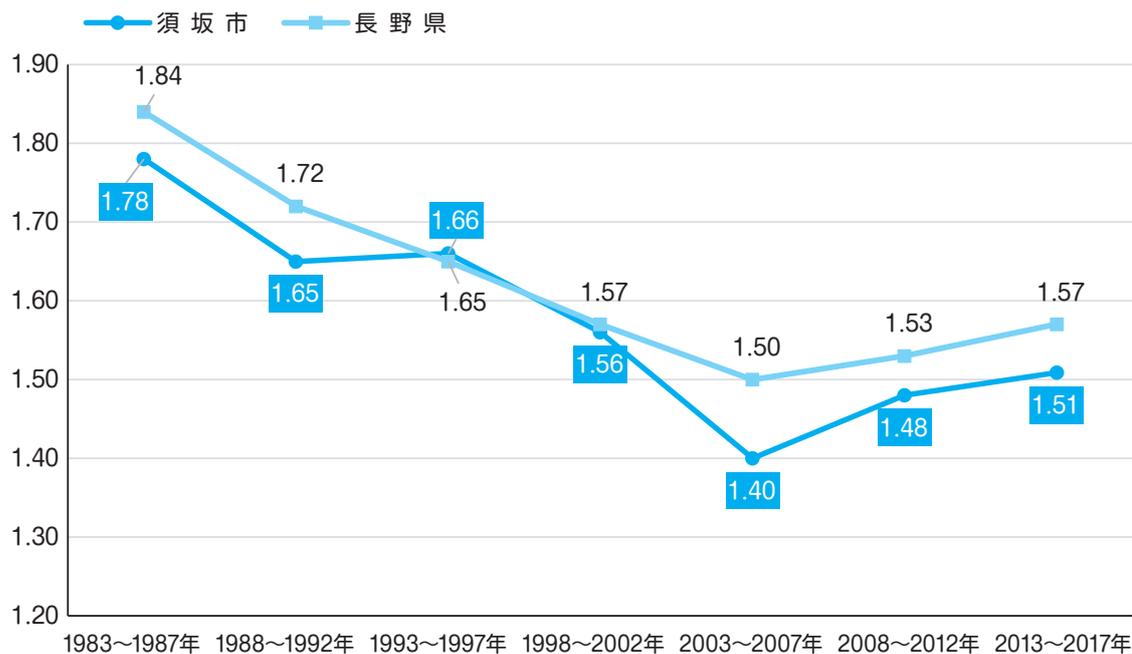
本市の2020年の人口ピラミッドは、65～74歳の第1次ベビーブーム世代、40～49歳の第2次ベビーブーム世代において大きく膨らんでおり、「ひょうたん型」になっています。社人研推計のとおり人口減少が進行すると、2060年の人口ピラミッドは2020年に比べて全体的な人口のボリュームが縮小するとともに、年齢が上がるほど幅が広がる「逆三角形型」の構造になると予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は低下傾向が続いていましたが、2003～2007年以降上昇に転じています。長野県平均と比べると、低い水準で推移しています。

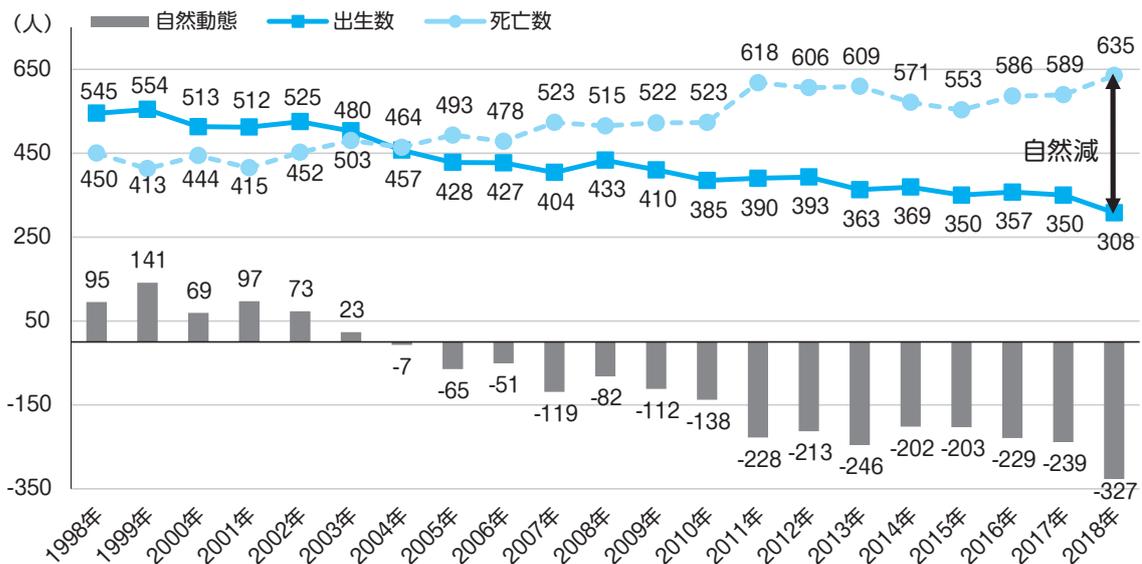


出典：2017年まで 厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」によるベイズ推定値

(4) 自然増減と社会増減の推移

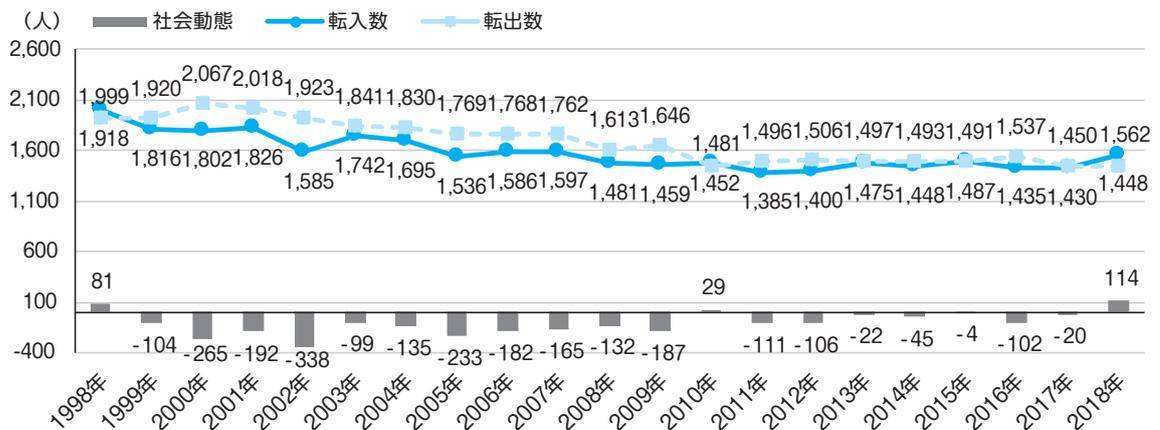
自然動態をみると、2004年以降死亡数が出生数を上回り、自然減の傾向が続いています。一方、社会動態をみると、概ねどの年も転出数が転入数を上回り、社会減の傾向となっていますが、2010年以降は社会減の幅が小さくなり、転出・転入がほぼ均衡して推移しています。

自然動態の推移（再掲）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

社会動態の推移（再掲）

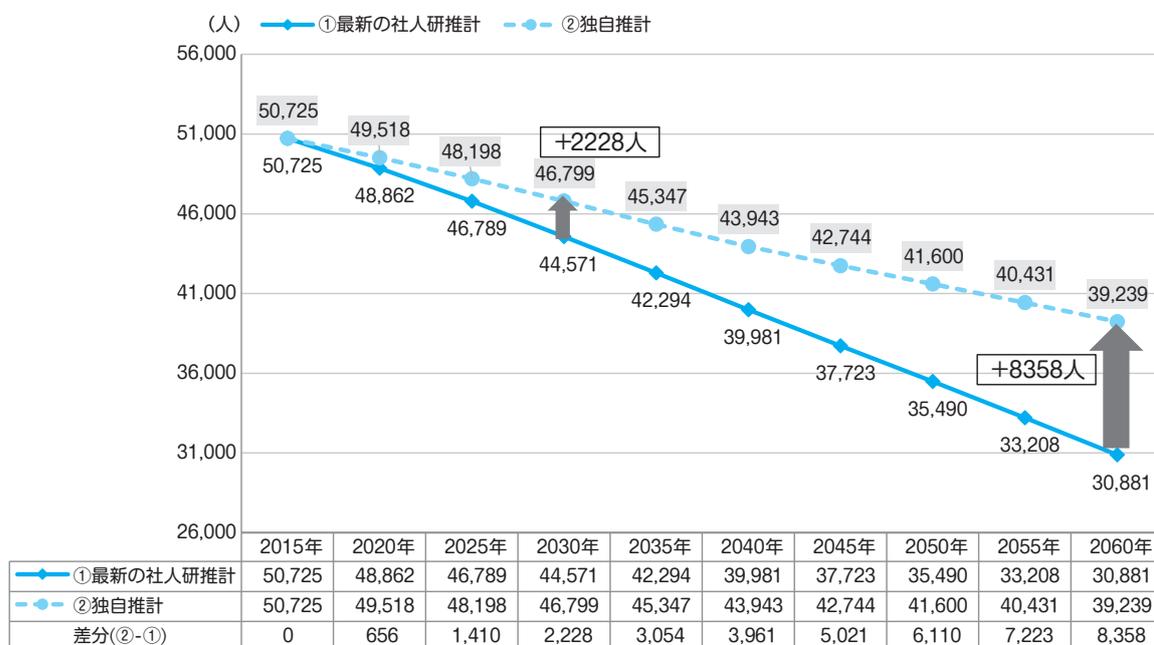


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(5) 将来人口の独自推計

社人研推計では、2015年の総人口50,725人が、2060年には30,881人まで減少するとされています。本市では出生率と純移動率の仮定値を下表の通りの条件で独自に設定し、2030年に46,799人（社人研推計より2,228人増）と推計し、それに基づいて2030年の目標人口を46,800人に設定しました。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

推計パターン	仮定値の設定条件	
社人研ベース	出生率	2015年の全国の子ども女性比と各自治体の子ども女性比との比をとり、その比が2020年以降2045年まで一定として、市町村ごとに設定 ※社人研の推計期間は2045年までであり、以降は2065年まで同程度で推移すると仮定
	純移動率	2010年～2015年の純移動率を基準とし、これが2020年→2025年にかけて定率(2025年までに1/2)で縮小、2025年以降は縮小された値が一定で推移 ※社人研の推計期間は2045年までであり、以降は2065年まで同程度で推移すると仮定
本市独自推計	出生率	社人研の2015年人口推計を基準として、合計特殊出生率が2040年にかけて人口置換水準の2.07に上昇し、その後は均衡して推移すると仮定
	純移動率	純移動率が2015年の後は均衡(±ゼロで推移)し、加えて子育て世帯を中心に移住政策などを強化することにより5年ごとに100人の社会増が起ると仮定 ※「5年ごとに100人の社会増」の仮定の内訳 5～9歳:10人、10～14歳:10人、25～29歳:20人、30～34歳:20人、35～39歳:20人、40～44歳:20人。なお男女比は各年代で1対1としている。

(6) 人口の将来展望を踏まえた課題の整理

■社会を支える現役世代の確保

社人研推計が示すように、このままの水準で人口減少が進めば、2060年には現在人口の6割の3万人程度にまで人口規模が縮小してしまいます。加えて、老年人口が多く、生産年齢人口が少ないという逆三角形型の人口構造になることが予想され、社会を支える担い手となる現役世代の確保が重要課題といえます。

■社会増による人口の維持

人口構造を踏まえると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向は続くことが予想されるため、転出者を転入者が上回ることによる社会増を目指すことで、人口減少を最小限に抑え、人口を維持していく必要があります。

■移住定住の促進及び若者の結婚支援による出生数の増加

長年減少傾向が続いていた合計特殊出生率は回復の兆しが見えています。本市の移住政策は成果があがっていることから、引き続き若者世代・子育て世代を重点とした移住促進により新しい人の流れを創り、出生数の増加につなげていくことが重要です。

■若者世代・子育て世代に選ばれる魅力あるまちづくり

そのためには、若い世代や子育て世代にとって、豊かで安定した暮らしができ、住みやすく魅力あるまちとして本市が選ばれる必要があります。活力ある産業の振興と雇用確保、結婚・出産・子育て支援などの充実が求められます。

2. 「市民総合意識調査」の主な結果（抜粋）

【調査の目的】

第六次須坂市総合計計画基本構想および前期基本計画の策定に向けて、過去10年間の須坂市の取り組みを振り返るとともに、これから10年先を見据えた「目指すべき将来都市像」や重視すべき政策・施策、市民協働の可能性を把握することを目的に実施しました。

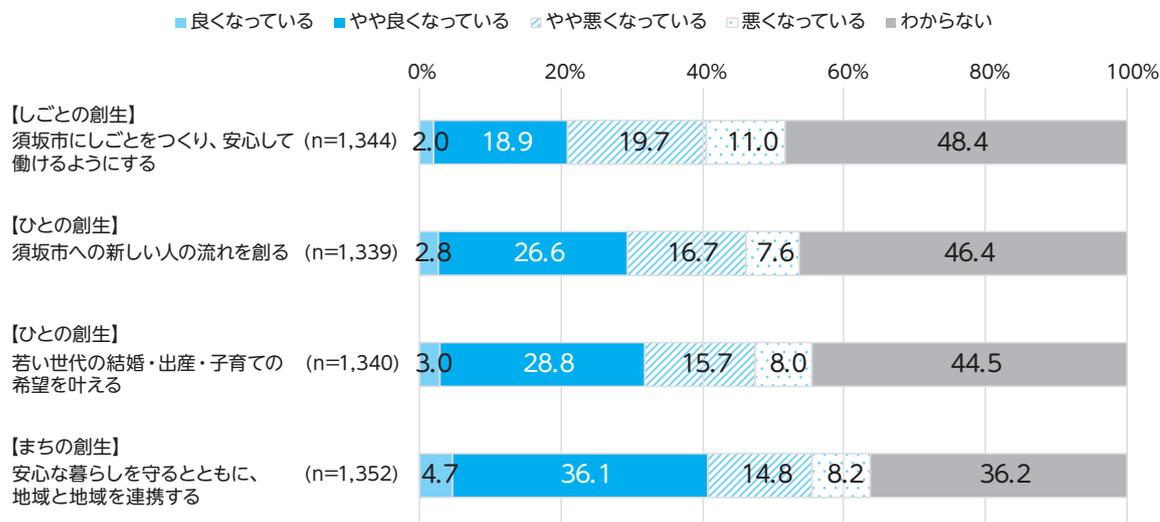
【調査概要】

- ・調査対象者 : 須坂市内に住む18歳以上の男女 3,000人
- ・抽出方法 : 住民基本台帳からの無作為抽出
- ・調査方法 : 郵送調査
- ・調査期間 : 2019年7月11日～8月9日
- ・有効回答者数 : 1,400人（回答率 46.7%）

※パーセント数字は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問は、回答数を有効回答者数で除した割合を示しているため、割合の合計が100%を超えています。

(1) 重点プロジェクト（総合戦略の基本目標）の評価

- ☞ 4つの重点プロジェクトのうち、市民が「良くなっている」（良くなっている＋やや良くなっている）と感じている比率が最も高いのが「安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」（まちの創生）です。反対に、最も低い重点プロジェクトが「須坂市にしごとをつくり、安心して働けるようにする」（しごとの創生）です。
- ☞ 「ひとの創生」のうち、「須坂市への新しい人の流れを創る」の重点プロジェクトでは、市民の実感としては「良くなっている」と感じる人は約3割にとどまり、半数近くが「わからない」となっており、移住施策の成果に関する市民への情報提供が必要といえます。
- ☞ 「ひとの創生」にかかるもう一つの重点プロジェクト「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」は、3割を超える市民が評価しています。



(2) 総合計画基本目標・施策の評価

基本目標・施策ごとに満足度・重要度を整理したものです。基本目標の単位では、「③豊かな自然あふれる地域環境を守り、安心して安全に暮らせるまちづくり」が満足度・重要度ともに最も高くなっています。本市が誇る豊かな自然環境や安心安全な暮らしをこれからも守っていくことが求められているといえます。

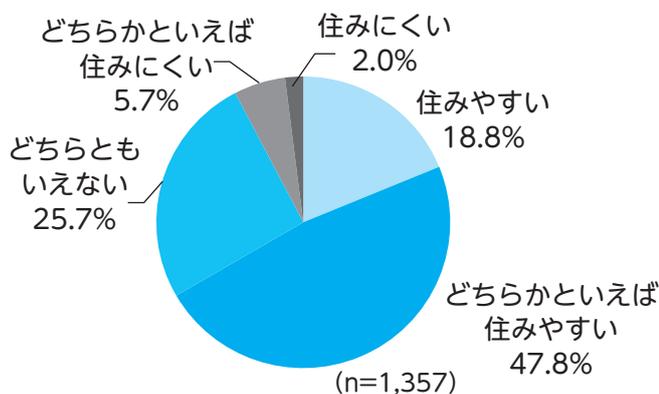
一方、「⑤みんなの活力があふれるまちづくり」の満足度は他の基本目標に比べて低く、産業の活性化や雇用機会の充実が課題となっています。

基本目標	満足度 (%)	重要度 (%)	No	施策	満足度 (%)	重要度 (%)
①みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり	33.8	70.8	1	健康づくりの充実	60.3	73.0
			2	地域医療を支える体制づくり	47.9	79.9
			3	みんなで助け合う福祉の充実	28.1	60.4
			4	高齢者福祉の充実	29.6	76.1
			5	障がい者福祉の充実	20.5	67.9
			6	生活困窮者への支援	13.5	58.1
②子どもたちが未来に夢をもてるまちづくり	29.8	68.0	7	特色ある魅力的な学校づくりの推進	31.6	64.5
			8	児童・青少年健全育成の推進	28.8	64.8
			9	子育て環境の充実	28.6	71.5
③豊かな自然あふれる地域環境を守り、安心して安全に暮らせるまちづくり	36.9	74.5	10	自然環境の保全	41.2	63.0
			11	環境を守る活動の推進	34.0	65.7
			12	循環型社会の形成と環境衛生施設の適切な管理	43.6	70.5
			13	防災体制の充実	35.1	75.7
			14	消防・救急体制の充実	48.2	78.2
			15	交通安全対策の推進	26.3	78.4
			16	地域安全対策の推進	34.0	72.5
			17	消費生活の安全	41.6	70.1
④多様な文化を学び育て、交流する創造的なまちづくり	32.0	44.0	18	生涯学習の機会充実	34.2	43.6
			19	生涯学習・文化芸術・歴史を大切にしたまちづくりの推進	33.9	43.2
			20	スポーツ活動の充実	32.9	46.8
			21	農業の活性化	33.4	63.1
⑤みんなの活力があふれるまちづくり	11.5	61.6	22	森林の多面的機能の維持保全と共生	18.6	54.4
			23	既存産業の高度化・高付加価値化の促進	13.3	52.4
			24	新産業創出・企業誘致の推進	11.2	57.5
			25	商業の活性化	19.9	67.4
			26	観光産業の振興	12.4	55.3
			27	観光資源の活用	21.4	53.8
			28	雇用機会の充実と産業人材の育成	8.9	61.8
			29	労働環境の整備と勤労者福祉の増進	10.9	60.7
			30	土地の有効利用の推進	9.0	63.5
⑥みんなが快適に生活できるまちづくり	24.8	67.7	31	良好な景観要素の保全と育成の推進	39.8	55.0
			32	水環境の保全と水道水の安定的な供給	63.9	77.1
			33	橋や道路整備の推進	26.6	71.3
			34	安心して快適な住環境の推進	23.4	61.8
			35	公共交通の確保	18.5	66.7
⑦みんなが主役のまちづくり	17.8	48.6	36	人権が尊重される社会の実現	26.6	52.7
			37	男女共同参画社会の実現	22.4	50.7
			38	多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進	20.8	42.3
			39	特色をいかした地域振興の推進	24.0	51.5
			40	情報発信、広聴・広報の充実	42.0	53.7
			41	ICTによる利便性の向上と効率的なシステム運用	13.3	40.0
			42	地域コミュニティの活性化	30.7	44.5
			43	地域資源をいかした移住定住の促進	13.6	42.1
			44	市民と共に歩む、信頼され活気ある組織・体制づくり	19.6	49.1
			45	長期的展望に立った財政運営	14.2	54.0

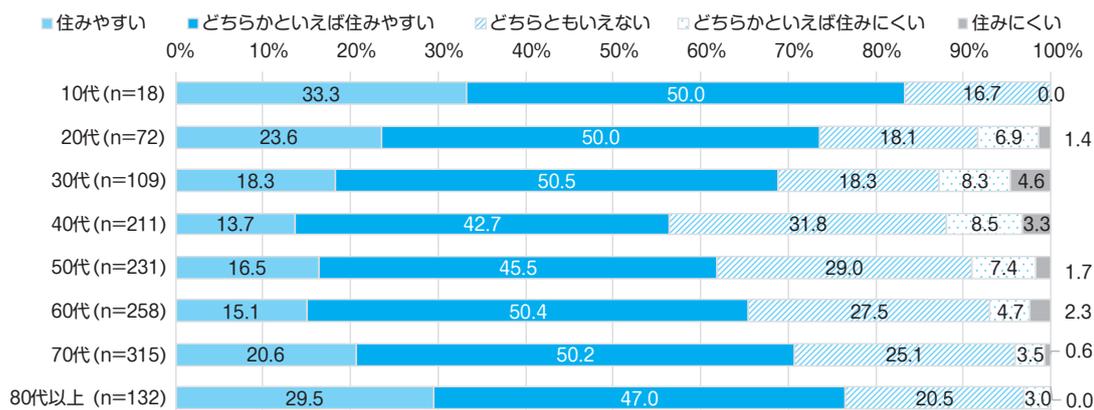
(3) まちの評価

ア. 住みやすさ（再掲）

「住みやすい」と評価する人は市民全体で66.6%と高い比率となっています。年代別に見ると、10～20代の若い世代や70代以上の高齢世代で特に住みやすいという評価が高くなっています。一方、30～40代の子育て世代や働き盛り世代で「住みにくい」の回答割合がやや高くなっています。

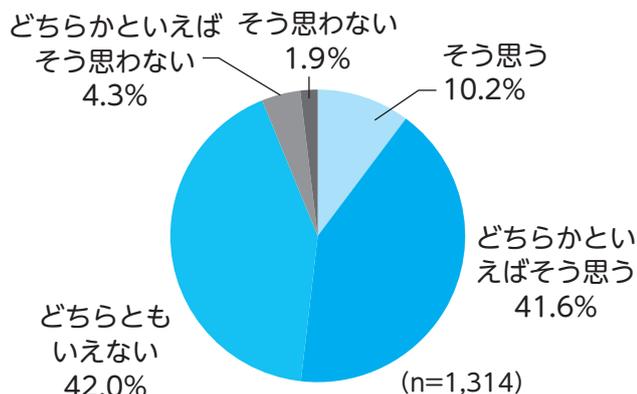


[年代別]

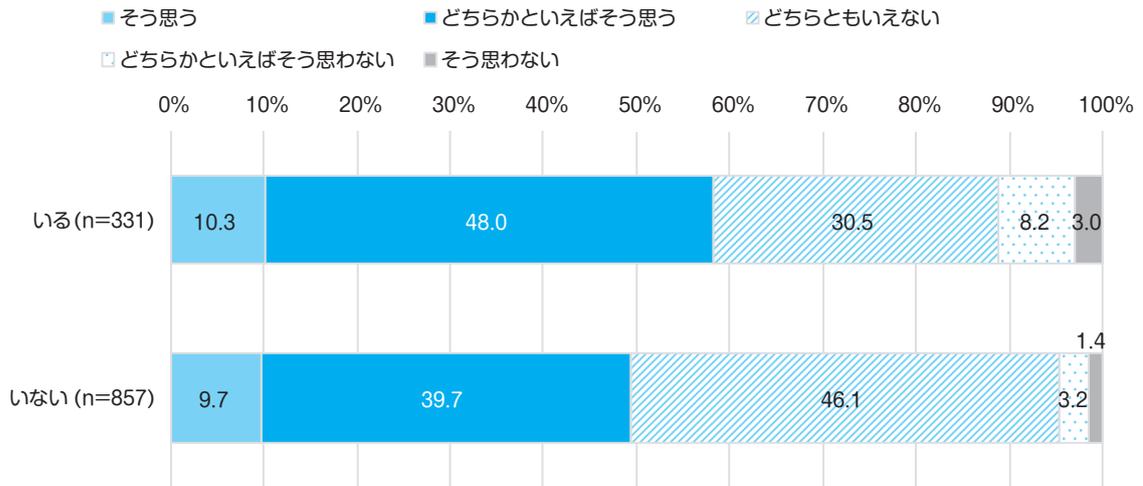


イ. 子育てのしやすさ

市民全体では「子育てしやすいまち」と評価する人は51.8%です。18歳未満の子どもがいる家庭ではいない家庭よりも高く評価されています。

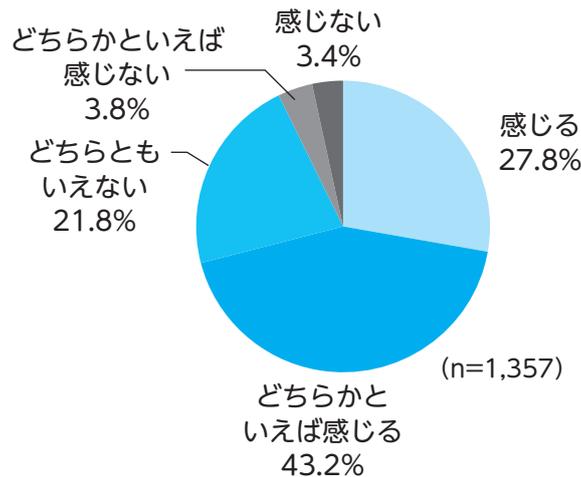


[18歳未満の子どもの有無別]

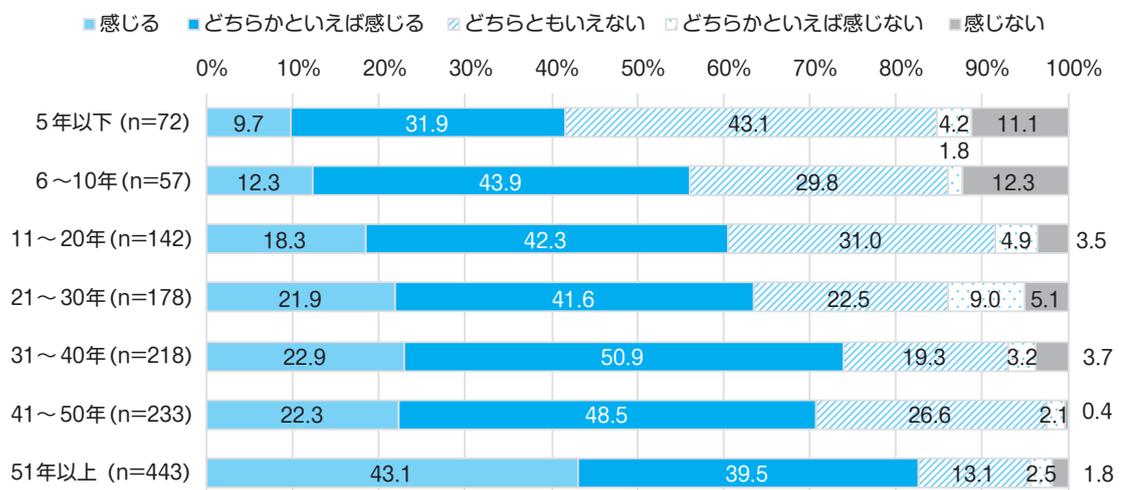


ウ. まちへの愛着度 (再掲)

市民全体の71.0%が「須坂市に愛着を感じる」としており、愛着度は高くなっています。居住年数が長くなるほど愛着度が増す傾向があります。

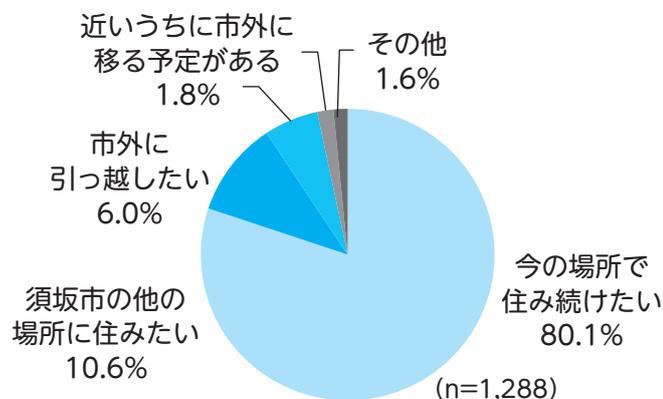


[居住年数別]

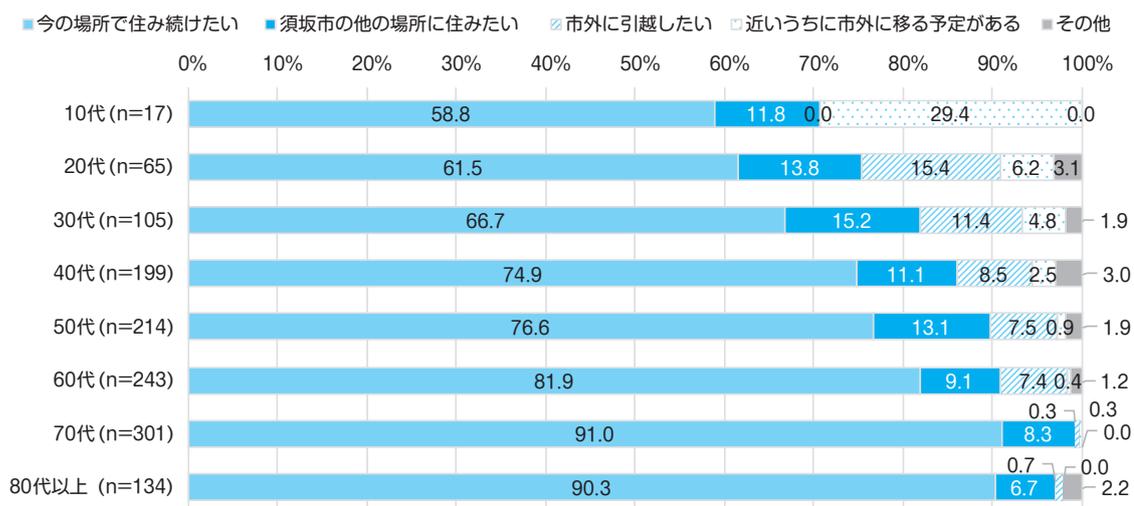


エ. 継続居住の意向（再掲）

市民全体の90.7%が市内に「住み続けたい」としており、強い定住志向がみられます。年代が上がるほど継続居住の意向が強くなり、若年層の定住促進が課題といえます。

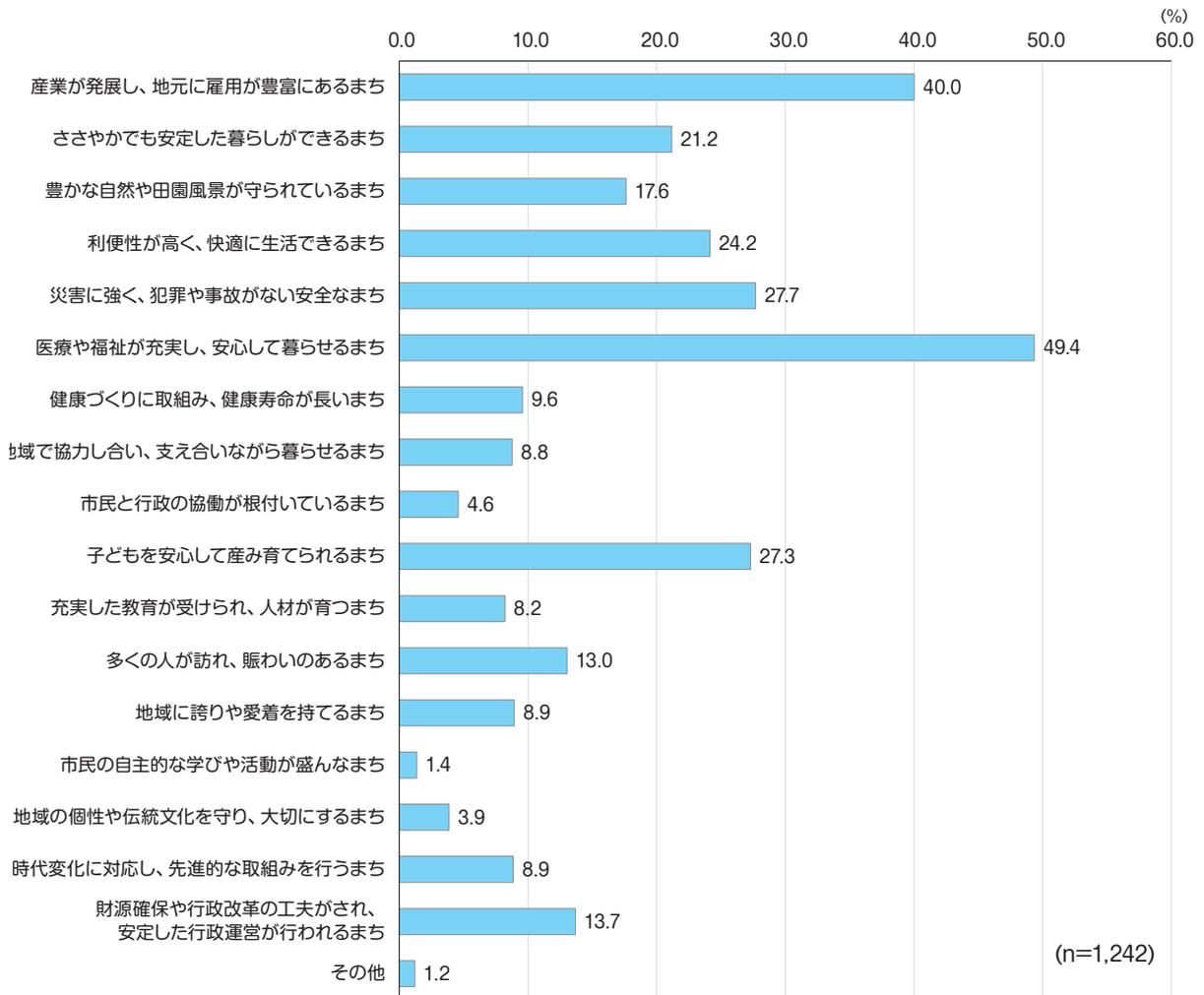


[年代別]



(4) まちの将来像について

これからの10年間でどのようなまちになってほしいかを聞いたところ、「医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまち」「産業が発展し、地元で雇用が豊富にあるまち」を望む人が4割以上となっています。ついで、「災害に強く犯罪や事故がない安全なまち」「子どもを安心して産み育てられるまち」「利便性が高く、快適に生活できるまち」「ささやかでも安定した暮らしができるまち」がそれぞれ2割台となっています。



3. 「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略と総合計画における各施策との対応表

基本目標	基本施策	施策	重点戦略1	重点戦略2	重点戦略3	重点戦略4		
			稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	須坂市への新しい人の流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる		
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1 人権尊重・共生社会の実現			●		
2	みんなで支えあい健康やかに暮らせるまち	2 健康長寿のまちづくり	2 健康づくりの推進				●	
			3 地域医療支援体制の推進					
			4 生きがいづくりと介護予防の推進					
			5 高齢者福祉の充実					
		3 みんなで支えあう福祉のまちづくり	6 地域福祉の推進					●
			7 障がい者福祉の充実					
			8 生活困窮者への支援					
			9 切れ目のない子育て支援の充実			●		
3	子どもの個性と力かのびのび育つ教育のまち	4 安心して子育てができるまちづくり	10 特色ある教育の推進		●			
			11 児童・青少年健全育成の推進		●			
		5 次代を担う人材を育むまちづくり						
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	12 多様な生涯学習の推進				●	
			7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承				
		8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	14 スポーツ活動の充実					
			15 防災体制の充実					●
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	16 消防・救急体制の充実				●	
			17 交通安全対策の推進					
			18 消費生活の安全確保と意識向上					
			19 地域安全活動の推進				●	
			20 土地の有効利用の促進				●	
		10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	21 安定的な上下水道の運営					
			22 道路整備や治水対策の推進					
			23 安心で快適な住環境の促進					
			24 公共交通の確保					
			25 自然環境の保全					
6	活力と賑わいのある自立したまち	11 多様な産業の活力あふれるまちづくり	26 須坂らしい景観づくりの推進					
			27 循環型社会の推進と地球温暖化対策					
			28 農業の活性化	●				
		12 交流と賑わいのあるまちづくり	29 森林の保全・活用					
			30 強みを活かした新産業の創出	●				
			31 雇用機会の充実と産業人材の育成	●				
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり	32 商業の活性化	●				
			33 地域資源を活かした観光の振興		●			
			34 特色を生かした地域振興の推進		●			
			35 広聴・広報の充実					
		14 活力にみちた共創のまちづくり	36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進					
			37 長期的展望に立った財政運営					
			38 移住定住の促進及び若者の結婚支援		●	●		
		39 協働・市民参画の推進						

4. 総合計画前期基本計画施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体が2030年までに目指すべき方向性と同様であり、SDGsの7つの目標を十分意識しながら総合計画における各施策を推進することでSDGsの目標達成に貢献することができます。

基本目標		基本施策		施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう		
						貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー		
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1	一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1	人権尊重・共生社会の実現	●			●	●		
2	みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	2	健康長寿のまちづくり	2	健康づくりの推進		●	●				
				3	地域医療支援体制の推進			●				
				4	生きがいづくりと介護予防の推進			●	●			
				5	高齢者福祉の充実			●				
		3	みんなで支えあう福祉のまちづくり	6	地域福祉の推進	●		●				
				7	障がい福祉の充実	●		●	●			
				8	生活困窮者への支援	●	●	●	●			
				9	切れ目のない子育て支援の充実	●	●	●	●	●		
3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	4	安心して子育てができるまちづくり	10	特色ある教育の推進	●		●	●			
		5	次代を担う人材を育むまちづくり	11	児童・青少年健全育成の推進			●	●			
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6	主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	12	多様な生涯学習の推進				●			
				7	文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	13	文化・芸術・交流活動の推進と継承				●	
						14	スポーツ活動の充実			●	●	
				15	防災体制の充実	●					●	
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	8	安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	16	消防・救急体制の充実	●						
				17	交通安全対策の推進			●				
				18	消費生活の安全確保と意識向上	●		●				
				19	地域安全活動の推進							
				20	土地の有効利用の促進							
		9	快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	21	安定的な上下水道の運営							
				22	道路整備や治水対策の推進			●				
				23	安心で快適な住環境の促進							
				24	公共交通の確保			●				
				25	自然環境の保全			●				
10	豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	26	須坂らしい景観づくりの推進									
		27	循環型社会の推進と地球温暖化対策			●						
		28	農業の活性化		●							
6	活力と賑わいのある自立したまち	11	多様な産業の活力あふれるまちづくり	29	森林の保全・活用							
				30	強みを活かした新産業の創出							
				31	雇用機会の充実と産業人材の育成				●			
		12	交流と賑わいのあるまちづくり	32	商業の活性化							
				33	地域資源を活かした観光の振興							
				34	特色を生かした地域振興の推進							
				35	広聴・広報の充実							
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13	未来志向型の行政経営を行うまちづくり	36	ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進					●		
				37	長期的展望に立った財政運営							
		14	活力にみちた共創のまちづくり	38	移住定住の促進及び若者の結婚支援							
				39	協働・市民参画の推進							

5. SDGs の17の目標及び169個のターゲットと総合計画における施策との関係（「ターゲット内容」は総務省仮訳を利用）

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
 ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			
1	1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
2	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
3	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
4	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 18 消費生活の安全確保と意識向上
5	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実
6	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	—
7	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進
 ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			
8	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2 健康づくりの推進 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実
9	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。	2 健康づくりの推進 9 切れ目のない子育て支援の充実
10	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確保かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	28 農業の活性化
11	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	28 農業の活性化
12	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
13	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	—
14	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	—
15	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	—
 ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			
16	3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
17	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
18	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
19	3.4	2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 4 生きがいづくりと介護予防の推進 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 14 スポーツ活動の充実
20	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進
21	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	10 特色ある教育の推進 17 交通安全対策の推進 22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保
22	3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
23	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
24	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
25	3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	2 健康づくりの推進 11 児童・青少年健全育成の推進
26	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	2 健康づくりの推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
27	3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	—
28	3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	2 健康づくりの推進 10 特色ある教育の推進 18 消費生活の安全確保と意識向上
 ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する			
29	4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	10 特色ある教育の推進
30	4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	9 切れ目のない子育て支援の充実
31	4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
32	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
33	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
34	4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	10 特色ある教育の推進
35	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 10 特色ある教育の推進 12 多様な生涯学習の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実
36	4.a	子供、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 12 多様な生涯学習の推進
37	4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	—
38	4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	—
 ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う			
39	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進 15 防災体制の充実
40	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
41	5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	—
42	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	1 人権尊重・共生社会の実現
43	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	1 人権尊重・共生社会の実現 15 防災体制の充実
44	5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	—
45	5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	—
46	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	1 人権尊重・共生社会の実現 36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進
47	5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進
 ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する			
48	6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	21 安定的な上下水道の運営
49	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	21 安定的な上下水道の運営 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
50	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
51	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	—
52	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	—
53	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用
54	6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
55	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
 ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する			
56	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	—
57	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
58	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
59	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
60	7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	—
 ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する			
61	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	—
62	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	30 強みを活かした新産業の創出
63	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	30 強みを活かした新産業の創出
64	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
65	8.5	2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進
66	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	7 障がい者福祉の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年の健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
67	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	—
68	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
69	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進
70	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	—
71	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	—
72	8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	—
 ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			
73	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	15 防災体制の充実 17 交通安全対策の推進 20 土地の有効利用の促進 21 安定的な上下水道の運営 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 公共交通の確保 36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
74	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	30 強みを活かした新産業の創出 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 32 商業の活性化 34 特色を生かした地域振興の推進
75	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	—
76	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
77	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	—
78	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	—
79	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	—
80	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	—
 ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する			
81	10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	—
82	10.2	2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 10 特色ある教育の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援 39 協働・市民参画の推進
83	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	1 人権尊重・共生社会の実現 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
84	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	1 人権尊重・共生社会の実現 3 地域医療支援体制の推進 5 高齢者福祉の充実 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 37 長期的展望に立った財政運営
85	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
86	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	—
87	10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	—
88	10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	—
89	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	—
90	10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。	—
 ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する			
91	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	5 高齢者福祉の充実 23 安心で快適な住環境の促進
92	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	17 交通安全対策の推進 24 公共交通の確保
93	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	20 土地の有効利用の促進 21 安定的な上下水道の運営 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 須坂らしい景観づくりの推進
94	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 33 地域資源を活かした観光の振興
95	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	15 防災体制の充実 16 消防・救済体制の充実 21 安定的な上下水道の運営 23 安心で快適な住環境の促進
96	11.6	2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
97	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 12 多様な生涯学習の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実 15 防災体制の充実 19 地域安全活動の推進 20 土地の有効利用の促進 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用 39 協働・市民参画の推進"

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
98	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	20 土地の有効利用の促進 22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保 28 農業の活性化 29 森林の保全・活用 30 強みを活かした新産業の創出 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
99	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
100	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。	—
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 12 つくる責任 つかう責任 </div> <div> <h2 style="margin: 0;">ゴール12</h2> <h3 style="margin: 0;">持続可能な生産消費形態を確保する</h3> </div> </div>			
101	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	—
102	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
103	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	18 消費生活の安全確保と意識向上 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 28 農業の活性化
104	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
105	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
106	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	—
107	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	37 長期的展望に立った財政運営
108	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	10 特色ある教育の推進 18 消費生活の安全確保と意識向上 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
109	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	—
110	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	—

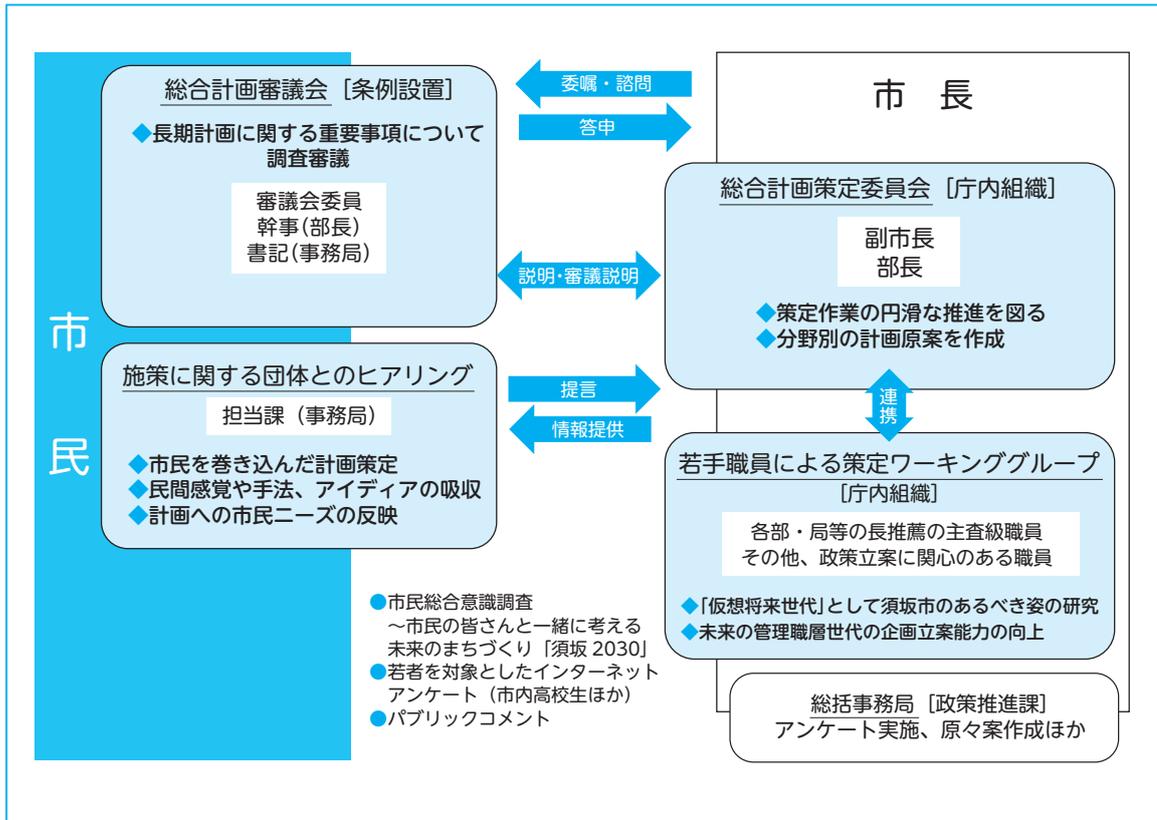
通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
111	12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	—
 ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる			
112	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実 21 安定的な上下水道の運営 23 安心で快適な住環境の促進 29 森林の保全・活用
113	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	25 自然環境の保全
114	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
115	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	—
116	13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	—
 ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
117	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
118	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
119	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	—
120	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	—
121	14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	—
122	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	—
123	14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
124	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	—
125	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	—
126	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	—
 ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する			
127	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用
128	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	29 森林の保全・活用
129	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	—
130	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。	25 自然環境の保全 29 森林の保全・活用
131	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	25 自然環境の保全 29 森林の保全・活用
132	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	—
133	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	—
134	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	25 自然環境の保全
135	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	25 自然環境の保全
136	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	—
137	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	—
138	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	—
 ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
139	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 19 地域安全活動の推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
140	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	1 人権尊重・共生社会の実現 5 高齢者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 19 地域安全活動の推進
141	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 18 消費生活の安全確保と意識向上
142	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 19 地域安全活動の推進
143	16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	—
144	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	35 広聴・広報の充実 36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進 37 長期的展望に立った財政運営
145	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	1 人権尊重・共生社会の実現 39 協働・市民参画の推進
146	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	—
147	16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	—
148	16.1	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進
149	16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	—
150	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	1 人権尊重・共生社会の実現 7 障がい者福祉の充実
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> <div> <p>ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> </div> </div>			
151	17.1	資金/Finance 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	—
152	17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	—
153	17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	—
154	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	—
155	17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	—
156	17.6	技術/Technology 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
157	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	—
158	17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。	—
159	17.9	能力構築/Capacity-building 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	—
160	17.1	貿易/Trade ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	—
161	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	—
162	17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含み世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	—
163	17.13	体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	—
164	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	—
165	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	—
166	17.16	マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	—
167	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	全施策(39施策)
168	17.18	データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障がい、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	—
169	17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	—

6. 計画づくりの体制



7. 審議会委員名簿 (敬称略)

区分	氏名	摘要
学識経験者	遠藤 守信	(審議会 会長) 信州大学 特別特任教授
	西原 秀次	(審議会 会長職務代理者) 須坂市産業活性化戦略会議 会長 蔵の町並みキャンパス推進協議会 会長
	高野 健光	株式会社八十二銀行須坂支店 支店長
	土本 俊和	信州大学 教授
	遠藤 守	名古屋大学 准教授
	寺田 克	長野県立信州医療センター 院長
市長が必要と認める者	二夕村 朝比古	須坂市区長会 副会長
	永井 康彦	須坂市社会福祉協議会 会長
	山上 久子	須坂市保健補導員会 会長
	春原 博	須坂商工会議所 専務理事
	神林 利彦	須坂市農業委員会 会長
	高橋 洋子	須坂市男女共同参画推進市民会議 会長
	永田 繁江	須坂市民生児童委員協議会 会長
	本藤 浩史	須坂市観光協会 会長
	竹前 美枝子	須坂市連合婦人会 会長
	川口 千春	須坂市PTA 連合会 副会長

※役職名については委員委嘱(2019年8月)当時の役職名で記載しています。

8. 計画づくりの経過

年	月	総合計画 審議会	総合計画策定 委員会(庁内)	策定ワーキング グループ(庁内)	各種調査の実施 ・意見募集等	備考
2019年	6		5日 第1回			議会報告 (全員協議会)
	7			9日 第1回	市民総合意識調査 7月11日～ 8月9日	
	8	29日 第1回 諮問		5日 第2回		
	9			27日 第3回		
	10			29日 第4回		
	11		11日 第2回	19日 第5回		
	12	9日 第2回				
2020年	1					
	2	13日 第3回	7日 第3回			
	3	24日 第4回	19日 第4回			議会報告 (全員協議会)
	4		30日 第5回			施策評価及び理事 者との政策対話(施 策評価ヒアリング)
	5					
	6	第5回 (書面開催)				
	7		14日 第6回		若者アンケート調査 / 高校生対象アン ケート調査 7月8日～22日	
	8	24日 第6回	12日 第7回			
	9	第7回 (書面開催)			関連団体ヒアリン グ等の実施 9月11日～30日 パブリックコメン ト実施 9月10日～30日	
	10	9日 第8回	6日 第8回			議会基本構想審査 特別委員会(3日間)
	11	10日 第9回				
	12					議会基本構想等審 査特別委員会 議会提案・議決

9. 第六次須坂市総合計画づくりにおける市民の方の参加経過

(1) 市民総合意識調査の実施

- 調査対象者 : 須坂市内に住む18歳以上の男女 3,000人
- 抽出方法 : 住民基本台帳からの無作為抽出
- 調査方法 : 郵送調査
- 調査期間 : 2019年7月11日～8月9日
- 有効回答者数 : 1,400人 (回答率 46.7%)

(2) 若者を対象にしたアンケート調査の実施

- 調査方法 : ながの電子申請システムを利用したインターネット調査
- 調査期間 : 2020年7月8日(水)～7月22日(水)
- 対象者 : 18歳～49歳までの方(7月1日現在)
- 有効回答数 : 316人

(3) 将来の進路や仕事に関する意識・希望アンケート調査

- 調査方法 : ながの電子申請システムを利用したインターネット調査
- 調査期間 : 2020年7月8日(水)～7月22日(水)
- 対象者 : 須坂市内の高校生(7月1日現在)
- 有効回答数 : 586人

(4) 「須坂市パブリック・コメント手続運用指針」に基づく意見募集

- 意見募集期間 : 2020年9月10日(木)～9月30日(水)
- 閲覧場所 : 市ホームページ、市役所情報コーナーでの閲覧、中央地域公民館を含む10地域公民館及び図書館
- 実施結果 : 意見件数 31件 (提出 個人5名、団体7団体)

(5) 施策に関連する団体とのヒアリング(施策担当課ごと実施)

- 実施期間 : 2020年9月11日(金)～9月30日(水)
- 実施団体 : 45団体 (のべ)

10. 答申書

令和2年11月11日

須坂市長 三木 正夫 様

須坂市総合計画審議会
会長 遠藤 守信

第六次須坂市総合計画・前期基本計画について（答申）

令和元年8月29日付31政第81号において、第六次須坂市総合計画・前期基本計画について諮問を受け、市民視点及び専門的見地から審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。

また、市民総合意識調査、各種アンケート、パブリックコメント等を通じて多くの皆さんからご意見をお寄せいただき、計画原案に反映させることができました。

今後は、社会と経済の動向を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応しながらこの前期基本計画に掲げた39施策の取組みを着実に実施することを求めるとともに、その推進にあたっては、市民と一体となった積極的な取組みが行なわれることを願い、将来にわたって住みよい、安心して暮らせる活力あるまちの実現を望みます。

総合計画を推進するにあたり、特に重視いただきたい点を別紙に示すとともに、審議の結果を別冊のとおり答申いたします。

なお、審議会における意見のまとめとして「総合計画審議会具申意見集」を添付しますので、計画を推進するにあたっては十分留意されるよう要望します。

別冊：第六次須坂市総合計画（前期基本計画）答申

答申にあたって

「第五次総合計画の成果及び課題を踏まえた第六次総合計画の推進」

第五次須坂市総合計画は、将来像を「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」とし、「にせもの」や「作りもの」ではなく、私たちの思いが込められている須坂だけにある「ほんもの」を市民との共創により増やしていきたいとの思いをもって計画を推進されてきた。

前計画策定当時から社会や技術が大きく変化し、利便性が向上したものの、新型コロナウイルスをはじめとする感染症や、いつ起こるか分からない大規模災害といった危機への対応など環境変化や社会変動のリスクは山積している状況である。こうした激動の変化が予想される今後10年間においても、前計画での成果と課題を踏まえ、本市がこれまで築き上げてきた有形・無形の資産である「ほんもの」を生かし、さらに磨き上げながら、様々な困難にチャレンジできる実効性のある総合計画として推進されたい。

「あらゆる主体が切磋琢磨し役割と責任を果たす「共創」による総合計画の推進」

大きな変化が予想される今後の社会にあっては、「市民・企業・活動団体・行政」の4者が知恵を出し合い、それぞれの立場で役割と責任を果たすことがこれまで以上に重要となる。第六次総合計画の将来像である「『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」を実現するため、一人ひとりのありたい目標は異なっても、それぞれが多様性を生かしながら切磋琢磨し、また、協力することで「豊かさ」や「しあわせ」を市民で共有することができる。

本計画は基本計画の各施策において「共創のまちづくりに向けた各主体の役割」を明記し、将来像に掲げる共創の視点をより明確にした。施策の推進にあたり、各主体の役割を意識し、一層の共創により計画を推進されたい。

「チャレンジ指針（継承・進化・学びと行動）を意識した計画の推進」

ICT（情報通信技術）化やグローバル化の進展、人口減少の加速など、社会情勢や市民を取り巻く環境が日々刻々と変化する中、須坂の強みや魅力を磨き、みんなで育て、次代に継承していくことが重要である。

また、「Society5.0社会」の中で新たな技術を行政運営、産業、暮らしの各方面に積極的に取り入れる「進化」の視点も重要である。そして最も大切なのは困難な時代にあっても一人ひとりが自分事として地域の課題と向き合い、地域及び周囲のために学び、そして行動する。その行動が地域のきずなと活力を生み出し、強く安定した地域を形成するものと考えている。本計画にはこれらの視点をまちづくりの基本指針（チャレンジ指針）として盛り込んだ。

本指針を全ての施策を進める上での横串として位置付け、計画を推進されたい。

「SDGs（持続可能な開発目標）の基本目標に掲げた方向性との対応を意識した計画の推進」

人権問題や環境問題などをはじめ、多様な社会課題について行政が目指す方向は国が目指す方向とも一致しており、国も市町村が地域の諸問題の解決にSDGsを活用することにより地方創生を推進するよう推奨している。

また、コロナ禍におけるニューノーマル（「新たな日常」や「新しい生活様式」）の構築に向けた活動が展開される中、様々な施策を長期的視点であるSDGsと連動して進めることが効果的であり、地域経済及び生活などの変革の大きなチャンスとなり得る。

このような背景から、本計画では基本構想にSDGsの視点を明記し、国際的な目標の方向性との対応を意識しながら施策を進めることを宣言し、各施策にもSDGsの基本目標との紐づけを行う形で策定したため、施策との対応を十分意識して計画を推進されたい。